

教育委員会名	山口県教育委員会
--------	----------

**I 概要**

**1 選択したテーマ**

テーマ	取組項目
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための「医療的ケア実施マニュアル」等策定に関する研究	人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための「医療的ケア実施マニュアル」等を策定するための研究

**2 研究の概要**

酸素療法や人工呼吸器、気管カニューレからの吸引等、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に対して、医療的ケアについての専門性の高い小児科医を派遣し、安心安全に医療的ケアを実施できる校内支援体制を整備する。

具体的には、医療的ケアを必要とする児童生徒が多く在籍している県立周南総合支援学校と県立下関総合支援学校をモデル校に指定する。両校に医師等を派遣し、看護師、教員、保護者への相談対応、緊急時対応として近隣医療機関との連絡・調整、医療的ケアを安心安全に実施するための環境整備などの助言を受けることで、各学校の校内支援体制の充実を図る。

また、モデル校の実践や担当看護師等研修会の実施状況を踏まえ、「医療的ケア実施マニュアル」等策定に関する検討会議を開催し、高度な医療的ケア等に対応するための「医療的ケア実施マニュアル」の作成に向けた検討を開始する。本マニュアルの作成により、全県的な医療的ケア実施体制の一層の充実を目指すとともに、特別支援学校に勤務する看護師、教員の医療的ケアに係る専門性の向上を図る。

**3 研究の内容等**

(背景・課題意識・提案理由)

1 安心安全な校内支援体制の構築

本県において、県立特別支援学校12校のうちの9校には、特定行為であるが慎重な対応が求められる気管カニューレからの吸引、気管カニューレ抜去時の対応等に加え、酸素療法の管理等、特定行為以外の医療的ケアを受けている児童生徒が在籍している。各学校

の看護師は医師のいない環境の中で、迅速で的確な判断・対応を行っている。

現時点で、県内における人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒は訪問教育を受けている児童生徒のみであるが、近年の小児在宅医療の進展に伴って医療的ケアの内容が多様化し、今後、本県においても人工呼吸器などの高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が学校での生活を送ることになると想定される。こうしたことから、看護師による医療的ケアの実施により、児童生徒が安心安全に学校生活を送ることができるよう、医師等による支援体制の構築が必要である。

## 2 医師等からの定期的・直接的な指導・助言の活用

医師等の派遣により、以下の2点の効果ができる。

- ・保護者、看護師、教員に対して、学校現場の状況を把握した上での最新の医療に基づく具体的な指導・助言により、安心安全に医療的ケアを実施できる支援体制の整備が可能となる。
- ・保護者、看護師、教員の役割が明確になり、高度な医療的ケアが必要であっても保護者の負担をできる限り軽減できる環境づくりの検討が可能となる。

## 3 「医療的ケア実施マニュアル」の作成

現在、各総合支援学校においては、医療的ケアを必要とする児童生徒に医療的ケア実施に係る「個別の実施マニュアル」及び「個別の緊急時対応マニュアル」が作成・活用されている。

原則5障害を対象とする総合支援学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒の就学があれば、このことに適切に対応できる体制が求められる。そのため、医療的ケアについて、全県的な専門性の向上、安全面の確保を図ることが必要である。

そこで、総合支援学校の高度な医療的ケア実施のスタンダードを確立させ、学校間のばらつきを解消するため、医療系専門機関と連携して作成する「医療的ケア実施マニュアル」の作成に向けた検討に着手することとした。マニュアルの作成により、看護師・教員・保護者が医療的ケアに係る知識・技能や緊急時対応等について習得できることを目指す。また、将来的には、医療的ケアに関する研修テキストとしても利用する等、総合支援学校に勤務する全ての看護師、教職員の医療的ケアに関する専門性の向上につなげる。

さらに、学校における医療的ケアの現状や、学校に勤務する看護師のインタビューを掲載したリーフレットを作成し、看護師養成系大学等に広く配布することにより、将来、看護師や養護教諭を志望している学生に対して、学校で働く看護師に関する理解・啓発を図るとともに、将来の看護師の安定的な確保を目指す。

### （モデル校の選定理由）

< 県立周南総合支援学校（周南総支） >

周南総支の在籍児童生徒は96名（平成30年5月1日現在）であり、医療的ケアを必要とする児童生徒は25名と県内最多である。看護師は7名配置しているが、児童生徒の中には複数の医療的ケアを必要とする者も在籍しており、毎朝、正確でより効率的なバイタルサインチェック等が求められる。授業中、看護師はケアルームあるいは教室内で待機し、緊急時対応等、常に保護者や教員と連絡を取り合い、対応できる体制を取っている。

周南総支において、医療的ケアは、医師の指示書に基づき、校内医療的ケア委員会において対応等を協議した上で実施している。判断が難しい場合は、保護者や医師から医療的ケアの内容について聞き取るとともに、必要に応じて学校医にも相談するなど慎重に対応している。また、定期的に校内でのケースカンファレンスを実施し、児童生徒の体調等の実施や医療的ケア実施に係る共通理解事項の確認を徹底させている。

訪問教育を受けている児童生徒のうち、人工呼吸器の管理を必要とする児童生徒が4名在籍しており、スクーリング時には、安心安全な学校生活を送るため、医療機関と密接に連携した支援体制を取っているところである。今後、高度な医療的ケア実施に対応できる体制を整備することにより、通学籍への移行が可能であるかを検討している。

#### ＜県立下関総合支援学校（下関総支）＞

下関総支の在籍児童生徒は222名（平成30年5月1日現在）であり、看護師により医療的ケアを受けている児童生徒は8名と県内で2番目に多い。看護師を3名配置しているが、ケアルームを設置していないことから、看護師は教室を巡回し、医療的ケアを実施している。緊急時には、常に保護者や教員と連絡を取り合って対応ができる体制を取っている。

下関総支においても、医療的ケアは、医師の指示書に基づき、校内医療的ケア委員会において対応等を協議した上で実施している。判断が難しい場合は、保護者や医師から医療的ケアの内容について聞き取るとともに、必要に応じて学校医にも相談するなど慎重に対応している。また、定期的に関係者が集まり、児童生徒の体調等や医療的ケア実施に係る共通理解事項の確認を行っている。

訪問教育を受けている児童生徒が2名在籍している。病院が隣接しておらず、医師から定期的・直接的な指導・助言を受ける環境が整っていないことから、看護師による対応が困難であり、スクーリング時は、保護者が常時付添い、医療的ケアを実施している状況である。今後、医療機関と密接に連携した校内支援体制を整備することにより、スクーリング時の保護者の負担を軽減させるとともに、スクーリングの回数や訪問を増やすことも可能となると考えた。

周南総支と下関総支は、医療的ケアに係る国や県の事業の指定を受け、県内の医療的ケアに係る取組を先導してきた経緯がある。しかし、児童生徒の医療的ケアに係る状況の変化に合わせて、2校においても校内支援体制の見直しと改善が必要となっている。

多様な医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍している両校をモデル校に指定し、校内支援体制の構築や実践事例等の蓄積に取り組むことは、モデル校の水準の一層の向上につながるるとともに、県内すべての総合支援学校の医療的ケアに係る支援体制の充実に資すると考えた。

#### （事業の目標）

- ・特別支援学校に医師等を派遣し、看護師・教員による医療的ケア実施についての指導・助言を行う仕組みを構築することにより、各学校において、看護師・教員・保護者の役割を明確にし、高度な医療的ケアを安心安全に実施できる校内支援体制の整備及び児童生徒の教育の充実を図るとともに、保護者の負担の軽減につなげる。
- ・人工呼吸器等の管理や気管カニューレからの吸引など、高度な医療的ケアを含む医療的ケアを安心安全に実施できる体制を整備するため、教育委員会、特別支援学校、看護師養成系大学と連携して、「医療的ケア実施マニュアル」の作成に向けた検討作業を行うとともに、「特別支援学校における医療的ケア紹介リーフレット」を作成することにより、特別支援学校に勤務する全ての看護師・教員の医療的ケアに関する専門性の向上を図るとともに、看護師等を志す学生等への学校における医療的ケアに関する理解・啓発を図る。

#### （研究仮説）

- ・医療的ケア運営協議会の委員等が医師等として学校を訪問し、看護師・教師・保護者が医療的ケアの手技等の実施について相談し、指導・助言を受けることにより、医療的ケアをより安心安全に実施することができる。
- ・人工呼吸器等の高度な医療的ケアへの対応について、医師等から具体的に指導・助言を得ることにより、各学校において、保護者と看護師の役割分担に基づく連携体制や保護者の付添いや待機を最小限とするための対応可能性について検討することができる。
- ・看護師養成系大学と連携し、モデル校の実践や看護師研修会での取組を踏まえた「医療的ケア実施マニュアル」を作成することにより、総合支援学校に勤務する全ての看護師

及び教職員の医療的ケアに関する専門性向上を図るとともに、現在、学校において作成している「個別の実施マニュアル」及び「個別の緊急時対応マニュアル」の内容の一層の充実を図ることができる。

- ・看護師養成系大学と連携して、「特別支援学校における医療的ケア紹介リーフレット」を作成し、看護師養成系大学や専門学校での活用を促すことにより、看護師を志す学生等の医療的ケアについての理解・啓発を図り、特別支援学校に勤務する看護師の安定的な確保につなげることができる。

#### (取組内容)

##### ①県教育委員会としての取組

- ・有識者等から構成される県教委・医療的ケア運営協議会の開催及び運営
- ・医療的ケアに関する専門性の高い小児科医を医師として派遣
- ・本事業受託県に係る学事訪問
- ・看護師養成系大学と連携した取組
  - ＜大学との連携内容＞
  - \* 「モデル校における高度な医療的ケア実施に関する意識調査」の調査票の作成・集計・結果の検証
  - \* 高度な医療的ケアに対応するための担当看護師等研修会の実施
  - \* 「医療的ケア実施マニュアル」の作成
  - \* 看護師等を志す学生等を対象とした「特別支援学校における医療的ケア紹介リーフレット」の作成

##### ②モデル校における取組

- ・校内医療的ケア検討委員会による校内支援体制の充実
- ・指導的立場にある医師等の活用
  - ＜医師等の活用場面＞
  - \* 医療的ケアの場面の視察と管理職、看護師、教員への情報提供と相談対応
  - \* 保護者からの相談対応
  - \* 児童生徒の主治医との連絡・調整
  - \* 緊急時対応に関する医療機関との連絡・調整
  - \* モデル校において高度な医療的ケア実施の対応可能性に係る助言（医療的ケア実施に係る備品等、安全に実施するための環境整備 等）
  - \* 校内医療的ケア検討委員会での指導・助言
  - \* 医療的ケアに関する校内研修等の研修支援
- ・「特別支援学校における高度な医療的ケア実施に関する意識調査」に係る取組
  - ＜意識調査の内容・方法＞
  - \* 意識調査の実施（看護師を含む全教職員対象）  
調査内容は、医療的ケアを実施するにあたり不安だということ、不安なく対応するために必要な体制整備について等（記述式）
  - \* 意識調査の集約
  - \* 調査の結果・分析を踏まえた、高度な医療的ケアへの対応可能性の検討

#### (評価の観点及び評価の方法)

- ・医師等の指導・助言により、看護師、教員や保護者が安心安全に医療的ケアを実施する支援体制を整備することができたか。
- ・保護者の負担軽減につなげるため、高度な医療的ケアへの対応可能性を検討・整理し、看護師、教員や保護者の役割の明確化及び意識向上を図ることができたか。
- ・「医療的ケア実施マニュアル」の作成の検討を通して、特に高度な医療的ケアの実施体制を整備するに当たっての重要事項を明確化することができたか。

## 4 事業を通じて得られた主な成果

### < 1 モデル校を中心とする医療的ケア実施体制の充実 >

- ・特別支援学校医療的ケア運営協議会において、本県特別支援学校の医療的ケアの現状やモデル校の取組を報告し、医療的ケア実施体制に関する協議を行った。学校、保護者、医療関係者等が医療的ケア実施体制に関する現状や課題について、共通認識のもとに協議できた。委員や医師が学校を訪問し、看護師・教師・保護者が医療的ケアの手技等の実施について相談し、指導・助言を受けることにより、医療的ケアをより安心安全に実施することができた。また、医療的ケアに係る先進的実践的な取組の状況を視察し、学校、教育委員会、医療及び関係機関等との連携・協働についての教示を得ることにより、実施体制等の充実に向けた施策推進の参考とすることができた。
- ・人工呼吸器等の高度な医療的ケアへの対応について、医療的ケアについての専門性の高い小児科医等から具体的に指導・助言を得ることにより、各学校において、保護者と看護師の役割分担に基づく連携体制や保護者の付添いや待機を最小限とするための対応可能性について検討することができた。

### < 2 「医療的ケア実施マニュアル」の骨子案の作成 >

- ・看護師養成系大学と連携し、モデル校の実践や看護師研修会での取組を踏まえた「医療的ケア実施マニュアル」を作成するために協議を重ねた。第2回特別支援学校医療的ケア運営協議会において、実施マニュアルの骨子案が以下のとおり承認された。次年度の運営協議会等で詳細な内容を検討し、マニュアルを完成させる予定である。

#### 【マニュアルの骨子案】

- 1 医療的ケアの基礎・基本的事項
  - (1) 医療的ケアとは
  - (2) 特別支援学校における医療的ケアの現状
- 2 特別支援学校医療的ケア支援事業実施要項  
(各種届出様式、実施手順等)
- 3 高度な医療的ケア実施マニュアル
  - (1) 気管カニューレ内の吸引への対応
  - (2) 人工呼吸器への対応
  - (3) 酸素療法への対応

### < 3 医療的ケアに関する看護師等への理解・啓発の促進 >

- ・看護師養成系大学と連携し、特別支援学校での医療的ケア紹介リーフレットを作成し、看護師養成系大学や専門学校での活用を促すことにより、看護師を志す学生等の医療的ケアについての理解・啓発を進めることができた。

### < 4 県立特別支援学校教員等の課題意識の明確化 >

- ・看護系大学教授等による特別支援学校教員等を対象とした意識調査及び聞き取り調査を実施し、結果を整理・分析することにより、医療的ケアの現状や教員等が感じている課題について、より詳細に把握することができた。把握できた内容を次年度の取組内容に反映させたいと考えている。

## 5 課題と今後の方策

### < 全県的な実施支援体制の構築 >

本県において、県立特別支援学校12校のうち9校には、特定行為であるが慎重な対応が求められる気管カニューレからの吸引、気管カニューレ抜去時の対応等に加え、酸素療法の管理等、特定行為以外の医療的ケアを受けている児童生徒が在籍している。

今年度の取組により、モデル校において、人工呼吸器等の高度な医療的ケアへの対応について、保護者と看護師の役割分担に基づく連携体制や保護者の付添いや待機を最小限とするための対応可能性の検討を行ったが、現時点ではモデル校内での検討に留まっており、全県的な水準の向上に至っていないのが現状である。今後、運営協議会及び検討会議を中心とする「医療的ケア実施マニュアル」の作成及び活用を通して、全県的な実施体制の構築につなげる必要がある。